

補助金調書

補助金名	社会福祉協議会地域福祉推進事業費補助金			担当課 (連絡先)	保健福祉局総務企画部地域福祉課 (TEL 733-5346)	
交付先	団体	社会福祉法人 福岡市社会福祉協議会		区分	その他の補助金	
交付先決定方法	非公募	(公募の場合) 公募時期				
(公募の場合) 応募要件						
(非公募の場合) 非公募の理由	本事業は、社会福祉協議会において行われる地域福祉の推進を目的とした事業を補助の対象としているため。					
補助開始年度	昭和26	年度	経過年数	71	年度	
補助金の目的 及び 補助対象事業	【補助金の目的】 社会福祉事業その他福祉を目的とする事業の健全な発達及び社会福祉に関する活動の活性化を図り、もって地域福祉の推進に資することを目的とする。 【補助対象事業】 市社会福祉協議会活動の推進、福祉活動の推進、ボランティアセンター事業等					
補助金の終期	令和6	年度	延長回数	2	回	
終期を延長する理由	社会福祉協議会が実施する社会福祉事業その他福祉を目的とする事業及び社会福祉に関する活動を支援することで、地域福祉の推進に資するものとして補助金を継続するため。					
交付対象経費及び補助金の算定方法等	その他	【補助対象経費、補助金額の算定方法・考え方】 ○交付対象経費：人件費(役員報酬、職員俸給、職員諸手当、非常勤職員給与、退職金、法定福利費、その他の人件費支出)、事務費(福利厚生費、旅費交通費、研修研究費、事務消耗品費、印刷製本費、修繕費、通信運搬費、業務委託費、保守料、保険料、渉外費、諸会費、雑費、助成金、負担金、その他事務費支出)、事業費(諸謝金、旅費交通費、研修研究費、消耗器具備品費、印刷製本費、車輛費、修繕費、通信運搬費、会議費、広報費、業務委託費、手数料、保険料、租税公課、雑費、助成金、負担金、その他事業費支出)、その他市長が必要と認める経費 ○補助額の算定方法・考え方：補助事業の実施に必要な額の範囲内、かつ予算の範囲内において市長が定める額				
(間接補助の場合) 間接補助とする理由 及び再交付先への配 分基準、審査基準	【間接補助の理由、再交付の配分基準・審査基準】 社会福祉協議会は民間活動団体への助成も行っており、その事業は地域福祉の推進に資するものであるため、補助を行うもの。 再交付先への配分基準については、ふれあい入浴については、1つの浴場につき、実施回数×30千円とし、更生保護施設への助成については、1施設610千円とし、区社会福祉協議会には1区につき、6,000千円を上限とする。					
交付状況等 【上段：交付件数】 【下段：決算】 (※1)	当該年度	前年度	前々年度	前々々年度		
	件	1 件	1 件	1 件		
	461,773 千円	486,872 千円	439,529 千円	456,318 千円		
前年度補助事業 の主な実施概要	○福祉のまちづくり事業 ○シニア担い手づくり事業 ○災害ボランティアセンター活動事業 他					
補助金交付 による効果	福祉のまちづくり事業の補助による福祉のまちづくりに対する普及啓発、ボランティア事業の補助による地域福祉の担い手の掘り起こしなど、地域で安心して生活できるような、地域福祉の推進につながっている。					

※1:金額総額であり、複数の団体等に交付している場合、個々の団体等への交付額等を示すものではありません。なお、当該年度は当初予算額を記載しております。また、前年度決算額について、補助額の確定が未了のものは、交付件数および交付決定額を外数として()書きで記載しております。